（別表１）

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1　現　状

（１）　地域の災害リスク

（洪水・浸水：ハザードマップ）

高崎市が公表しているハザードマップおよび浸水実績図（左下図）によれば、河川沿いを除く大部分の地域においては、想定される浸水深はおおむね 3m未満であり、3ｍを超えるような大規模な浸水が予想される地点はごく一部に限られる。このことから、当該地域においては、過去の災害発生状況も踏まえると、広範囲にわたる洪水による甚大な被害の発生は比較的少ないと想定される。

一方で、特に注意を要するのが河川沿いの地域である。高崎市のハザードマップを用いて川沿い部分の洪水可能性について調査を実施した結果は以下右図の通り。

その結果、八幡川、牛池川及び染谷川の流域（赤枠・青枠・黄枠で囲まれた区域）では、3～5m未満の浸水が想定されており、これは建物の 1 階天井付近または 2 階床面に迫る深さとなる。このような状況になった場合、事業所内の機械設備や備品、在庫商品、帳簿・書類などが大規模損壊、停電や通信遮断、交通インフラの寸断などにより、営業の継続が困難となる可能性も高いと考える。

【高崎市浸水実績図】

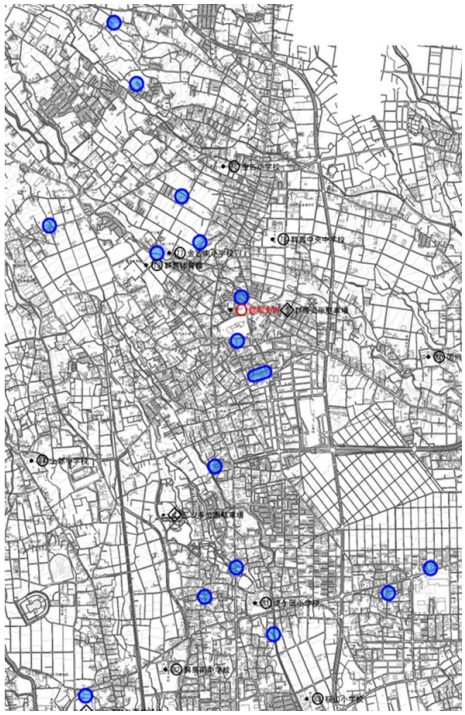

【R5.3 高崎市ハザードマップ引用作成】

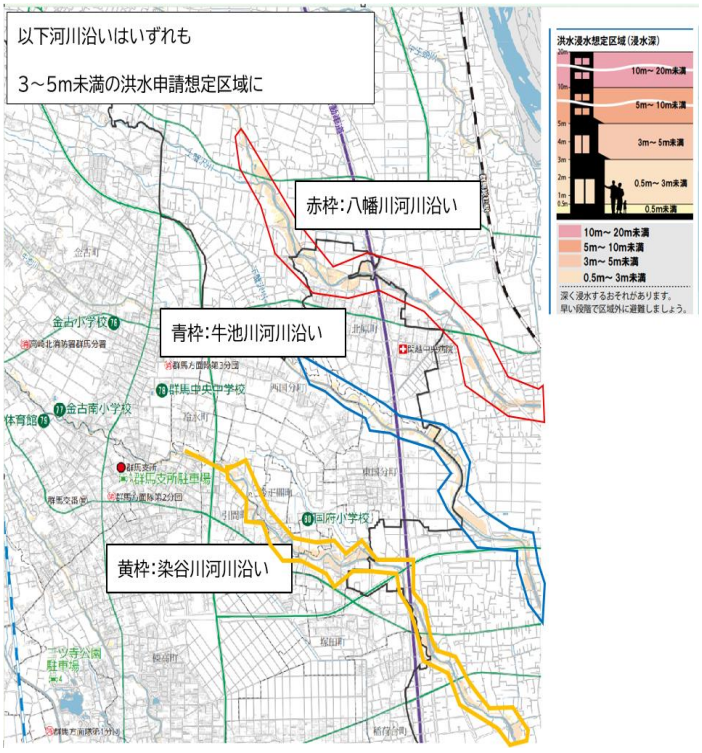

（地震：ハザードマップ）

高崎市のハザードマップによると、高崎市周辺において、大きい地震を発生させるような活断層としては、この断層帯で高崎市直下をとおる「深谷断層帯」がある。この活断層により想定される地震は最大でマグニチュード 8.1 であり、当該地域の多くは震度６弱が想定される。

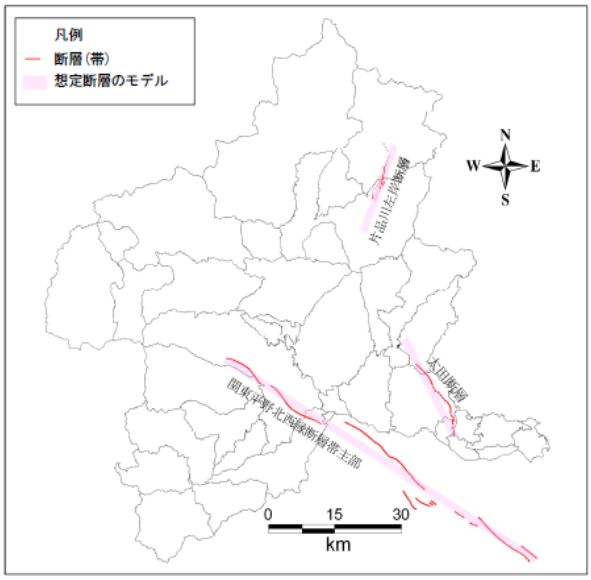

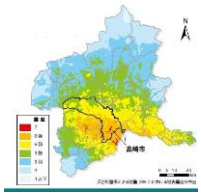

（出展：群馬県地震被害想定調査：平成 24 年 6 月）

今後 30 年以内・50 年以内の地震発生確率は、それぞれほぼ 0%～0.1%、0%～0.2%と地震災害の可能性は低いが、発生した場合、人的物損被害は勿論、ライフライン被害も甚大（地震直後全域で断水、全域復旧には１ヶ月程度を要する）であるため、多くの事業所が影響を被ると想定される。

【群馬地域における近年の自然災害による被害状況】

①平成 24 年 6 月　台風４号　市道への倒木　稲荷台町　H24.6.29 台風４号
②平成 26 年 2 月　平成 26 年豪雪の除雪作業　保渡田町　H26.2.14-16
③平成 28 年 8 月　市道の道路冠水　三ツ寺町　H28.8.22 台風 9 号
④平成 29 年 10 月　台風 21 号　法面崩落・土砂流出　引間町　H29.10.22 台風 21 号
⑤平成 30 年 1 月　市道の積雪と倒竹　棟高町　H30/1/22 大雪警報
⑥令和元年 10 月　台風 19 号　法面崩落・土砂流出　引間町　R1/10/12 大雨特別警報

（次頁抜粋写真参照）

①H24.6 台風 4 号市道へ倒木(稲荷台町)

②H26.2 豪雪除雪作業(保渡田町)

③H28.8 台風 9 号市道の道路冠水(三ツ寺町)

④H29.10 台風 21 号法面崩落・土砂流出
(引間町)

⑤H30.1 大雪警報発令時市道の積雪と倒竹
(棟高町)

⑥R1.10 台風 19 号法面崩落・土砂流出
(引間町)

（２）商工業者の状況
・商工業者等数　　１，３１４人
・小規模事業者数　　９３０人
（R3 経済センサス活動調査・確報（R5.6.27 公表）による）

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	建設業	１６７	１６１	地域内に広く分布している
	製造業	１３１	１０６	地域内に広く分布している
	卸小売業	４０６	２０８	地域内に広く分布している
	飲食宿泊業	１２１	５６	三国街道沿いを中心に点在
	サービス業 他	４８９	２４６	地域内に広く分布している

（３）これまでの取組み
１）高崎市の取組
①高崎市地域防災計画の策定
②高崎市総合防災訓練の実施
③ハザードマップによる啓蒙活動
④災害時の避難所の開設
⑤「安心ほっとメール」の配信
※防犯・防災・火災・気象・市政の地域情報を随時メールにて配信。登録料は無料。

２）高崎市群馬商工会の取組
①「事業継続計画」の策定、会員被災情報の収集
②事業者ＢＣＰに関する国の施策の周知
③事業者ＢＣＰ策定セミナーの開催
④ぐんま共済等と連携した損害保険への加入促進
⑤防災備品（スコップ、懐中電灯、非常食等）を備蓄（別途、高崎市における備蓄物品も有）
⑥高崎市（支所）が実施する防災訓練への参加及び協力

２　課　題

当会では、これまで災害時における会員事業所への具体的な対応策や情報収集、支援体制について明確な取り決めがなく、各地区役員からの情報提供や、群馬県・高崎市からの調査依頼に対する簡易な聞き取り調査にとどまっていた。また、災害時対応に関する専門的な指導が可能な経営指導員も不在であった。

しかし現在は、災害発生時における情報収集や会員支援に向けた意識が徐々に高まりつつあり、地区役員との連携体制や、行政との情報共有体制の整備に向けた準備が進みつつある。加えて、共済業務においても、共済担当者や過去に経験のある職員による説明体制が維持されており、災害発生時の初動支援に関する一定の対応は可能となってきている。

今後は、自然災害の激甚化に備え、当会としての行動指針や支援マニュアルの策定を進め、会員事業所が被災した際に迅速かつ的確な対応が取れる体制構築を目指す。

３　目　標

① 管内事業者に対し、平時から災害リスクへの意識を高め、事前対策の重要性を理解してもらうため、BCP（事業継続計画）策定支援を継続的に実施する。

② 各事業者の BCP 策定を踏まえ、事業継続力強化計画の認定取得を促進するとともに、連鎖倒産の防止という観点から、セーフティネット共済等への加入を積極的に推進する。

③ 組織内では、平時より情報や支援手法の共有を進め、災害発生時に即応できる支援体制の確立を図る。

④ 災害発生時には、行政機関との連絡体制や情報共有、役割分担を明確にし、迅速かつ的確な支援を行える体制を整備する。

⑤ 金融機関・損害保険会社等との平時からの連携を深め、災害発生後の資金支援や保険対応など、円滑な復旧・復興支援に取り組む。

※なお、上記内容に変更が生じた場合には、速やかに群馬県へ報告を行う。

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

（1）事業継続力強化支援事業の実施期間（令和 7 年 7 月 1 日　～　令和 12 年 6 月 30 日）

（2）事業継続力強化支援事業の内容

当会と高崎市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

①　事前の対策

【小規模事業者に対する災害リスクの周知】

・経営指導員による巡回等において、高崎市のハザードマップを用い、自社の自然災害のリスクを啓蒙する。また、災害時に有益な情報（当会員向け保険制度等のパンフレット）の提供を行い、万が一のリスクに平時から備えるよう指導を行う。

・当会ホームページにおいて事業継続力強化計画認定制度等の国の施策、高崎市の防災計画等を紹介することで当会員事業者に対し災害リスクについての意識向上を図る。

・事業継続計画について、セミナーや専門家による個別相談を実施し、策定支援を講じる。

・必要に応じて、連携する保険会社職員とともに経営指導員が同行訪問により、管内小規模事業者に災害時に利用できる保険商品等の説明を行う。

・群馬県商工会連合会が連携する支援機関の取組を参考にし、有益なものを管内事業者へフィードバックする。

【高崎市群馬商工会の事業継続計画の作成】

・当会は令和 7 年に事業継続計画を作成（別添）

【関係団体等との連携】

・事業継続計画策定に精通したぐんま共済協同組合や日本政策金融公庫との連携を強化し、管内小規模事業者を対象とした「事業継続計画策定セミナー」や災害被災時に利用できる損害保険商品や融資制度の紹介を行う。

・群馬県商工会連合会にて連携する支援機関に対し、事業継続計画策定推進のための啓蒙普及ポスター掲示依頼、共催によるセミナーの実施。

【フォローアップ】

・管内小規模事業者の事業継続計画や事業継続力強化計画の策定・認定状況をアンケート調査等により把握する。また、当該計画の策定が困難な事業者については、経営指導員がアドバイスをするとともに、専門的な内容については、ぐんま共済協同組合との協力体制において、策定支援を講じる。

・群馬県商工会連合会と各支援機関での取組等について情報共有を行うとともに改善点や効果的な支援策を協議する。

【当該計画に係る訓練の実施】

・自然災害（例：令和元年台風 19 号・東日本大震災等と同規模）が発生したと仮定し、高崎市との連絡ルートの確認等を行う。（具体的な訓練については必要に応じて実施。）

② 発災後の対策

【応急対策の実施可否の確認】

・自然災害等発災時においては、まず当会職員の安否確認を第一と考える。安否確認のうえで、下記手順により、被害状況を把握し法定経営指導員が高崎市等関係機関へ連絡を行う。

・災害発災後、速やかに当会職員の安否確認を以下の順位に基づいて行う。

順位１・携帯メール一斉送信またはLINEによる安否確認

順位２・　未返信者へメール再発信。安否確認（２回目）上記順位１．に同じ。

順位３・未返信者へ携帯電話→自宅電話→緊急電話へ連絡。上記内容についてヒアリングを行う。

順位４・自宅及び避難所訪問。自宅等に訪問し上記内容の確認を行う。

・当会職員の安否確認と業務従事可否や被害状況等を高崎市、群馬県商工会連合会にて共有する。

・業務従事可能である場合は速やかに当会員事業所の被害把握に努める。

【応急対策の方針決定】

・当会において把握した被害状況や被害規模を高崎市へ報告し、情報の共有を図った後に応急対策の方針を決定し、然るべき支援を講じる。

・当会職員が電話や状況に応じて現地確認により、被害が見込まれる地域の事業所の被害状況を把握。なお、職員の生命に危険が及ぶ災害状況の場合は、現地確認や屋外での確認作業は実施せず、安全が確認できた後の調査を行うこととする。

・被害状況を確認した状況をまとめ高崎市、群馬県商工会連合会へ報告する。

（被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	・事業所全壊（1階天井まで浸水など、事業所が全壊） ・大規模半壊（床上 1mまで浸水など、事業所内で大きな被害が発生） ・半壊（床上で浸水が見られ、事業所内で大きな被害が発生） ・被害が見込まれる地域の事業所と連絡が取れない、または交通網が遮断され、確認ができない）
被害が見られる	・半壊に至らない床上浸水（事業者内で比較的軽微な被害が発生） ・床上浸水（什器・備品の破損など） ・床下浸水
ほぼ被害はない	・事業所敷地内等で浸水はあったが、被害を受けたとまでは言えない。 ・目立った被害の情報はない。

※想定は内閣府「災害に係る住家の被害認定」を参考

・本計画により当会、高崎市、群馬県商工会連合会は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発生直後～	速やかに情報共有を行う
発生後～1 週間	1 日に 1 回以上共有する
2 週間～4 週間	適宜情報共有を行う
1 ヶ月以降	適宜情報共有を行う

③　発災時における指示命令系統・連絡体制＞下図は、連絡ルート

・自然災害等発生時に、地区内の商工業者等の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
・二次被害を防止するため、高崎市の指示に従って被災地域での活動を行うことについて事前に決めておく。
・当会と高崎市と情報を共有した上で、当会が、商工会連合会へ報告し、商工会連合会が群馬県へ報告する。
※当会が高崎市と情報共有のうえで作成する報告書は、別紙（実態調査票）を参照。

（連絡ルート）

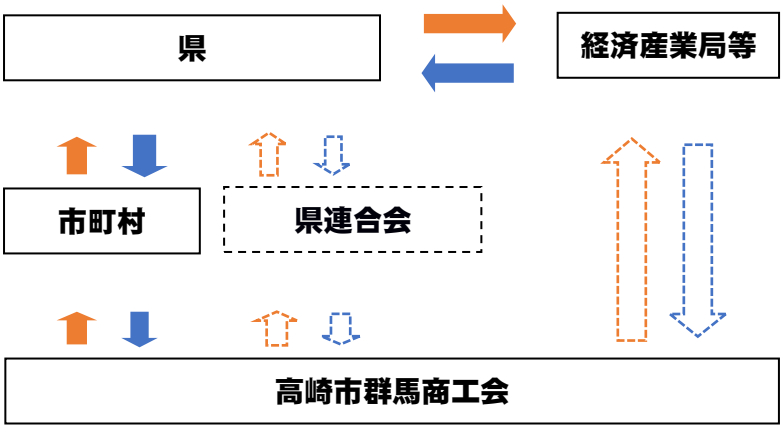

塗りつぶしの矢印を主たる情報収集・共有ルートとして記載。

④　応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

・高崎市と協議のうえ、災害に対する相談窓口の開設を行う。国や全国商工会連合会の依頼を受けた場合は特別相談窓口を設置する。
・管内小規模事業者の被害状況の詳細確認を行う。
・応急時に有効な国や群馬県、高崎市の被災事業者施策、日本政策金融公庫の災害貸付等について会員事業者に周知し、必要に応じて利用方法の指導を行う。

⑤　地区内小規模事業者に対する復興支援

・国や群馬県、高崎市の方針に従い、復旧・復興支援の方針を決め、被災事業者に対し支援を講じる。

・被災事業者に、各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、融資などの手続きを受ける場合に必要な「罹災証明書」についての助言を行う。

・被害規模が大きく、高崎市や商工会のみでの対応が困難または不可能である場合は、他の地域からの応援派遣等を高崎市を通じて群馬県に相談する。

※その他、上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県へ報告する。

（別表２）

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

（令和７年５月現在）

（１）実施体制

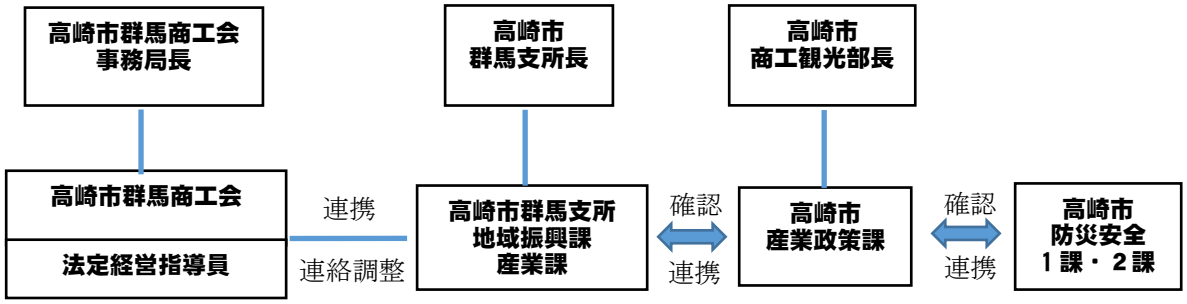

（２）商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第５条第５項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

担当経営指導員：片貝　晃久　　高崎市棟高町 983-1

TEL 027-373-0237 / FAX 027-373-3397 E-mail: gtakasaki0237@gmail.com

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度　等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

・本計画の具体的な取組の企画や実行

・計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（１年に１回以上）

（３）商工会、関係市町村連絡先

①商工会

高崎市群馬商工会

〒370-3521　高崎市棟高町 983-1

TEL 027-373-0237 / FAX 027-373-3397 E-mail: office@gtakasaki-sci.or.jp

②関係市町村

高崎市群馬支所　地域振興課

〒370-3592　高崎市足門町 1658

TEL 027-373-1212 / FAX 027-373-8448

E-mail: gunma-chiiki@city.takasaki.gunma.jp

高崎市群馬支所　産業課

〒370-3592　高崎市足門町 1658

TEL 027-373-2447 / FAX 027-373-8448

E-mail: gunma-sangyou@city.takasaki.gunma.jp

高崎市役所 商工観光部　産業政策課

〒370-8501　高崎市高松町 35-1

TEL 027-321-1256 / FAX 027-325-4879 E-mail: sangyou@city.takasaki.gunma.jp

（４）被害情報等報告先

群馬県商工会連合会総務企画課

〒371-0047　群馬県前橋市関根町 3-1-8

TEL 027-231-9779 / FAX027-234-3378　　E-mail: somu@gcis.or.jp

報告にあたっては、収集情報の取りまとめ等が容易なメールを第一に利用する。

※その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県へ報告する。

（別表３）

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

（単位：千円）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
必要な資金の額	２７０	２７０	２７０	２７０	２７０
・セミナー開催費	１００	１００	１００	１００	１００
・専門家派遣費	１００	１００	１００	１００	１００
・チラシ等作製費	５０	５０	５０	５０	５０
・その他経費	２０	２０	２０	２０	２０

（備考）必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、高崎市補助金、 群馬県補助金 、事業収入 等

（備考）調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

（別表４）

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては、その代表者の氏名

連携者名
株式会社　日本政策金融公庫 住所：〒100-0004　東京都千代田区大手町1-9-4 大手町フィナンシャルシティ　ノースタワー 代表者：総裁　田中　一穂 ぐんま共済協同組合 住所：〒371-0841　前橋市石倉町4-9-10 代表者：理事長　広瀬　博之

連携して実施する事業の内容

①小規模事業者に対する災害リスクの周知
②小規模事業者の事業継続計画等の策定とフォローアップ
③災害時の地区内小規模事業者に対する専門的内容支援

連携して事業を実施する者の役割

連携者名	役割
1　株式会社　日本政策金融公庫　高崎支店 住所：〒370-0826　高崎市連雀町81 2　ぐんま共済協同組合　高崎支店 住所：〒370-0006　高崎市問屋町2-7-8 高崎商工会議所会館内	①小規模事業者に対する災害リスクの周知 ②小規模事業者の事業継続計画等の策定とフォローアップ ・事業継続計画策定のセミナー並びに個別相談会の実施 ③災害時に活用できる保険商品等の案内
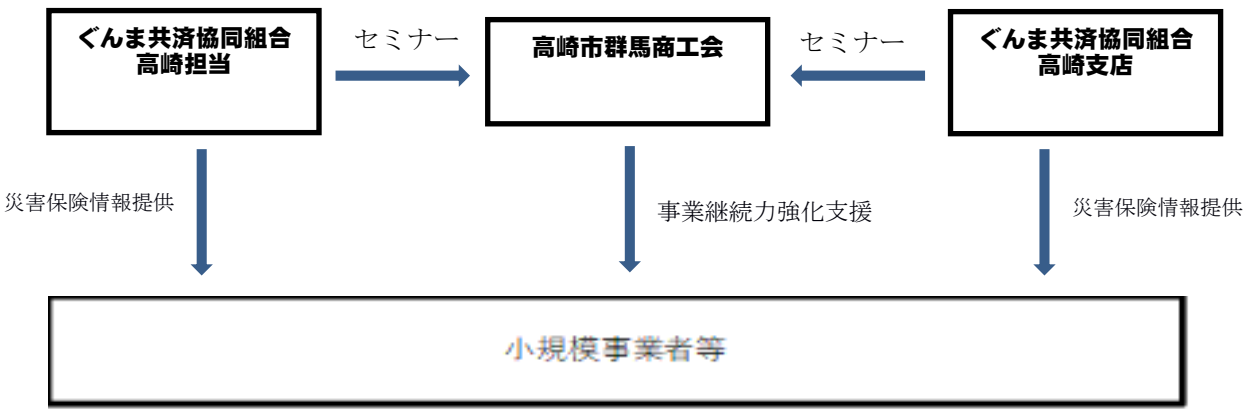
連携体制図等